

1 外国人技能実習生総合保険の内容

2010年に改正入管法が、2017年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、外国人技能実習生の制度は拡充が進んでいます。

技能実習制度では、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、原則、社会保険に加入することが義務づけられています。また、法務省ガイドライン「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(2013年改訂)では、公的保険を補完する民間の傷害保険等に加入することが技能実習生の保護に資するものとされています。

法務省ガイドライン 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」

毎年、不慮の事故や疾病に遭遇する技能実習生が見受けられることから、関連法令に基づき健康保険等に加入することはもちろんのこと、これらの公的保険を補完するものとして民間の傷害保険等に加入することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。

この保険は、法務省ガイドラインを充足する保険として、また、実習実施機関が安定した技能実習を実施するために開発された技能実習生専用の保険です。実習実施機関の皆様の円滑な技能実習生の受入れに、ぜひお役立てください。

● 補償対象期間(責任期間)

時系列	出国	帰国	出国	帰国
在留資格	技能実習1号(1年)	技能実習2号(2年)	技能実習3号(2年)	
この保険の補償について	補償期間	外国人技能実習生総合保険(3年まで)		外国人技能実習生総合保険(2年まで) 再加入
	治療費用【傷害、疾病】	治療費用100%補償期間*1	健康保険等の公的制度からの給付(70%給付) 治療費用30%補償期間*2	健康保険等の公的制度からの給付(70%給付) 治療費用30%補償期間*2
	治療費用以外	補償対象		補償対象

- 外国人技能実習生が国籍国等での出国手続きを終了してから、日本における技能実習を終了し、国籍国等への帰国手続きを終了するまで一貫して補償します。
- 治療費用については、健康保険等の公的制度を使用した場合の自己負担額が補償されます。
 - ※1 治療費用100%補償期間内で、かつ、国籍国等を出国してから日本で社会保険が適用になるまでの期間は、治療費用が100%補償されます。治療費用100%補償期間は、保険加入時に「15日」、「1か月」、「2か月」のいずれかを選択いただきます。
 - ※2 治療費用100%補償期間終了後は、健康保険等の公的制度からの給付がされない場合は、実際に負担される治療費用に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。
- 傷害死亡、傷害後遺障害、傷害治療費用、疾病治療費用、疾病死亡について、講習終了後は、業務上の事由または通勤による傷病は保険金支払の対象外となります。

● 保険契約者・被保険者(保険の対象となる方)

保険契約者の範囲	技能実習生を受入れる本邦公私の機関 これらの機関のために援助業務を行う機関
被保険者の範囲	外国人技能実習生(入管法別表第1の2の表で定められた「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事する者)に限ります。

*この保険は外国人技能実習生専用の保険ですので在留資格が「技能実習」以外の方を被保険者とすることができません。

2 お支払いする保険金

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

● 傷害死亡保険金・疾病死亡保険金

日常生活における死亡時の補償となり、一時金でお支払いします。

● 傷害後遺障害保険金

日常生活におけるケガによる後遺障害の補償となり、一時金でお支払いします。

● 傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金

日常生活におけるケガ、病気の治療費の補償となります。

● 個人賠償責任保険金

日常生活における第三者への法律上の損害賠償責任の補償となり、損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

● 救援者費用等保険金

責任期間中に死亡または危篤になった場合に、親族等の現地までの航空運賃等の往復の交通費やその行程中のホテル客室料、遺体搬送費用、交通通信費等をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

● 傷害治療費用(日常生活においてケガをした)



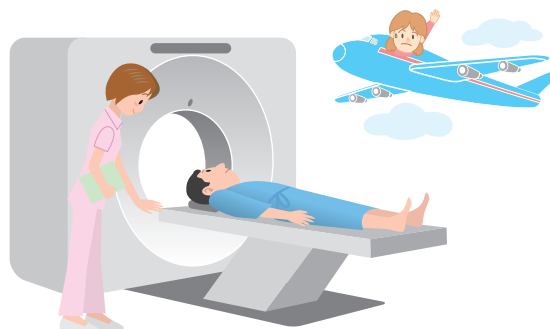
● 疾病治療費用(病気にかかってしまった)



● 個人賠償責任(誤って他人にケガをさせた)



● 救援者費用等(危篤状態で親族を呼び寄せた)



保険金をお支払いしない主な場合



● 妊娠・出産・流産およびこれらによる病気



● 歯科疾病 (ただしケガによる歯科治療はお支払いします。)



● 業務上・通勤途上の傷病 (ただし講習中はお支払いします。)

*いずれのケースも死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

*保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「外国人技能実習生総合保険の概要」をご確認ください。